

電気・ガス料金高騰支援交付金

～電気代高騰等により影響を受けている事業者の皆様への支援金です～

支援型	対象要件
①一般支援	令和5年中のいずれかのひと月に事業に要した電気代又はガス料金が前年の同月に比べて増加している者
②新規創業者	令和4年7月以降に新規創業(開業)した者のうち申請時点において営業実績が4ヶ月以上1年未満である者で、令和5年中のいずれかのひと月に事業に要した電気代又はガス料金がある者

交付金額

令和5年中のいずれかのひと月に事業用に要した電気代・ガス料金と前年同月の電気代・ガス料金との差額の1/2について12ヶ月分を支援

上限：**法人15万円 個人10万円**

※一般支援型と新規創業者支援型では計算方法が異なりますのでご注意ください
※計算方法の詳細は本チラシの裏面をご確認ください

〈申請期限〉 **令和6年1月31日(水)**

〈業種〉 **全業種** (業種、売上規模を問いません)

〈対象者〉 ア：その本店又は主たる事業所(店舗)が倉吉市内にある方
イ：本社・本店が市内になくても、倉吉市内に勤務する従業員の数が全従業員の数の2分の1以上又は100人以上であるもの

申請/支援窓口：倉吉市しごと定住促進課

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1(市役所第2庁舎)

TEL：0858-22-8129 FAX：0858-22-8136

Mail：shoukou@city.kurayoshi.lg.jp



申請に必要な書類(申請期限：令和6年1月31日)

- ① 交付申請書（自署の場合は押印省略可）：市HPから入手できます
 - ② 振込先口座のわかる資料（通帳、キャッシュカードの写し等）
 - ③ 令和5年1～12月のいずれかのひと月及びその前年の同月に支払った対象経費(電気代、ガス料金)がわかる資料の写し
 - ・領収書、納付書控え、金融機関への振込依頼書、金融機関通帳等※わかりづらい場合は、市または商工会議所窓口へ資料を持参いただければ、その場でチェックします
 - ④ 倉吉市事業者電気・ガス料金高騰支援交付金審査票
 - ※わかる範囲で事前にご記入をいただきますと審査時間が短縮されます。
 - ※記入方法がわからない場合は作成・提出不要です。
 - ※当該審査票に税理士又は公認会計士の確認がある場合、「③対象経費(電気代、ガス料金)を支払ったことがわかる資料の写し」の添付を省略できます。
 - ⑤ 個人事業者の場合
 - ・公的な身分証明書の写し（運転免許証等）
 - ・営業許可証や確定申告書等、倉吉市内で事業を営んでいることがわかる書類
 - ⑥ 新規創業支援型への申請の場合
 - ・開業届等、開業した年月日がわかる資料の写し
- ※審査に時間を要しますので、窓口申請の方は時間に余裕を持っておこしく下さい。

【交付金計算方法】 上限：法人15万円、個人10万円(千円未満切捨)

- ① 一般支援型(電気代・ガス料金は消費税抜で計算)
(令和5年中ひと月の電気代・ガス料金－令和4年同月の電気代・ガス料金)×0.5×12ヶ月
- ② 新規創業者支援型(電気代・ガス料金は消費税抜で計算)
(令和5年中ひと月の電気代・ガス料金)×0.3÷1.3×0.5×12ヶ月

申請書提出先

倉吉市しごと定住促進課

〒682-8633倉吉市堺町2丁目253-1
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136
(Eメール、郵送、窓口申請)

倉吉商工会議所

〒682-0887倉吉市明治町1037-11
TEL:0858-22-2191
(窓口申請)

【NEW】倉吉市経営者福高対策事業費補助金 ～対象経費の3/4(補助金上限50万円)を支援します～

- ① 省エネ機器更新支援型
令和6年1月31日までに導入する省エネ機器の購入及び設置に要する費用の一部を支援。
国税庁が定める法定耐用年数を経過した機器^{※1}の更新を対象とする(新規設置は対象外)。
※1 例) 建物付属設備：照明設備15年、冷暖房設備13年
器具及び備品：冷房用又は暖房用機器・冷蔵庫・その他電気又はガス機器6年
- ② 事業再構築支援型
環境の変化に対応した新たな事業の創造による事業再構築につながる取り組みを支援。
商工会議所・金融機関等の認定経営革新等支援機関が事前に確認した事業計画が対象。
(対象経費) 商品開発・事業転換に要する経費、人材育成費、販路開拓費、設備導入費 等

【助成率】 ①②とも：対象経費(税込)に対し補助率3/4、上限50万円/件

【実施期間】 交付決定を受けた日から令和6年1月31日までに完了をお願いします